

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	住宅	マイホーム取得補助金	<p>★ 市民の新たな住宅の取得について助成することで、過疎校区や地域経済の活性化を図り、市民の定住を促進することを目的とし、本市内に住宅を取得し定住する方に補助金を交付します。</p> <p>【制度実施期間】令和2年4月1日～令和5年3月31日</p> <p>【交付条件】</p> <p>(1)南さつま市民であること(外国人も可)</p> <p>(2)移住者、指定区域に住宅取得、市内業者を利用のいずれかの条件を一つ以上満たすこと</p> <p>(3)申請者が補助対象となる住宅の名義を2分の1以上所有していること</p> <p>(4)申請者が新築工事請負契約または売買契約の契約者であること</p> <p>(5)申請者が新築工事代金または購入代金の支払者であること</p> <p>(6)市町村民税の滞納がないこと</p> <p>(7)居住地の自治会に加入し、補助対象となる住宅に5年以上定住すること</p> <p>【住宅の条件】</p> <p>(1)住宅の新築、新築住宅又は中古住宅の購入のいずれかにより取得した住宅であること</p> <p>(2)床面積が40㎡以上で玄関・台所・トイレ・浴室及び居室を有する居住用住宅</p> <p>(3)店舗事務所等との併用住宅の場合、居住部分の床面積が全体の2分の1以上</p> <p>(4)仮設プレハブ等の簡易な構造・移動可能な構造の建物でない</p> <p>(5)令和2年4月1日以降に申請者本人に住宅の所有権保存登記を行っていること</p> <p>※令和2年度申請のみ、平成31年4月1日以降に所有権保存登記分も可</p> <p>(6)建築基準法に適合した建物であること</p> <p>【補助金額】(条件に当てはまる場合、加算方式で金額を決定。)</p> <p>①移住者の場合(本市を離れて3年以上経過後に転入し、かつ転入後3年を超えない方。) 40万円</p> <p>②指定区域に住宅を取得した場合(旧加世田小学校区以外) 40万円</p> <p>③南さつま市内の建築業者と工事請負契約を締結した場合(新築の場合のみ。市内の建築業者とは、本制度の適用を受けるため、本市に登録された業者をいう。) 40万円</p> <p>※補助金の交付は1回限り。補助金額が購入契約額等を上回る場合、その購入契約額等(消費税除く)が交付限度額。</p> <p>※従前の移住者住宅取得補助金・住宅新築等補助金の交付を受けた人は不可。</p>
南さつま市	住宅	移住定住促進補助金	<p>★ 南さつま市では、市が分譲した宅地の売却促進と移住定住の促進を図るとともに、市内経済の活性化を図るため、市が定める対象地を購入し、住宅を新築した移住定住希望の方に補助金を交付します。</p> <p>【制度実施期間】平成22年5月25日～令和4年3月31日</p> <p>1.補助対象要件</p> <p>(1)移住者の場合は、本市を離れて3年以上経過後に転入し、かつ転入後3年を超えないこと</p> <p>(2)補助対象となる対象地の住宅以外に、本市に住宅を所有していないこと</p> <p>(3)居住地の自治会に加入し、5年以上定住すること</p> <p>(4)市町村民税に滞納のないこと</p> <p>(5)申請者が対象地及び補助対象となる住宅の名義を2分の1以上所有していること</p> <p>(6)以上の要件を充たし、住宅を取得後1年以内に申請すること</p> <p>ただし、本市内における公共工事を伴う移転による対象地購入・住宅新築の方は除きます。</p> <p>2.補助金額</p> <p>【基本額】</p> <p>○移住者である場合 100万円 初回は40万円を交付し、残りは次年度以後4年間にわたり各年度ごとに15万円を交付する。</p> <p>○定住者である場合 50万円 初回は20万円を交付し、残りは次年度以後4年間にわたり各年度ごとに7万5千円を交付する。</p> <p>【加算額】</p> <p>○加算区域内の対象地を購入する場合 100万円 初回は40万円を交付し、残りは次年度以降4年間にわたり各年度ごとに15万円を交付する。</p> <p>○被扶養者がいる場合 1人当たり20万円 (世帯員として住民基本台帳等に記載等がされている者のうち、15歳に達する日の属する年度の3月31日までの間にあるものをいう。)</p> <p>初回到全額交付する。</p> <p>○南さつま市内の建築業者と工事請負契約を締結した場合 30万円 (市内の建築業者とは、本制度の適用を受けるため、本市に登録された業者をいう。)</p> <p>初回到全額交付する。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等															
南さつま市	住宅	住宅リフォーム補助金	<p>★ <助成内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ●性能向上等リフォーム補助金 〔対象〕 住宅の機能又は性能を維持又は向上させるための住宅の修繕等の改装、増築 〔対象工事費に対する補助金〕 補助対象工事費が30万円以上 補助対象工事費の10%かつ上限額30万円(千円未満切捨て) 補助金の交付は1回限り ●環境対策リフォーム補助金 〔対象〕 生活排水を処理するため、集落排水処理施設への接続又は合併浄化槽への切り替えに係る排水設備の改造・改修 〔対象工事費に対する補助金〕 補助金額:補助対象工事費の30%(千円未満切捨て)ただし、下記の工事種別により上限金額あり。 (1)排水設備工事補助 上限金額 既存汲取りから改修 17万 既存単独浄化槽から改修 10万 既存合併浄化槽から改修 5万 (2)補助金なし浄化槽切り替え加算 上限金額 補助金なしの浄化槽改修 10万 (3)合併浄化槽への切替促進加算 上限金額 令和3年3月末日までに改修 10万 補助金額は(1)～(3)の該当補助金の合計額 補助金の交付は1回限り <p><助成要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所があり、かつ、市内で自己が居住し、所有する住宅 (リフォーム完成後に移住する者は申請の住宅に住所を移すこと) ・市町村民税の滞納がないこと ・自治会に加入していること(リフォーム完成後に転居する場合は加入すること) ・地元業者に請け負わせた補助対象工事となる工事に限る ・地元業者は市内に主たる営業所を設置する会社及び個人事業者で、本市に市内業者として登録をした者 ・併用住宅は住宅部分のみの改修工事を対象 ・集落排水処理区域及び合併浄化槽推進区域の環境対策リフォーム補助金は空家・貸家も対象 															
南さつま市	住宅	市営住宅入居者募集	<p>★ 市営住宅の空き家住宅について、入居者募集を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集については市ホームページに随時掲載します。 ・南さつま市外の方も申込み可能です。 ・一般住宅の他、子育て世帯を対象とした住宅や、地域活性化を目的とした住宅もあります。 <p>1 入居者資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在住宅に困っていることが明らかな方。 ・持ち家及び貸家を所有していない方。 ・現に同居し、又は同居しようとする親族がある方。(単身者向け住宅を除く) ※単身者の場合、60歳以上や障害者であることなどの条件があります。 ・市町村民税を滞納していないこと。 ・申込者及び同居親族の合計所得額が収入基準内であること。 <p>2 収入基準</p> <table border="0"> <tr> <td>・公営住宅</td> <td>月収額</td> <td>158,000円以下</td> </tr> <tr> <td>・公営住宅(裁量階層)</td> <td>月収額</td> <td>214,000円以下</td> </tr> <tr> <td>・市営住宅</td> <td>月収額</td> <td>収入要件なし</td> </tr> <tr> <td>・特定公共賃貸住宅</td> <td>月収額</td> <td>158,000円以上～487,000円以下</td> </tr> <tr> <td>・特定優良賃貸住宅</td> <td>月収額</td> <td>158,000円以上～487,000円以下</td> </tr> </table> <p>※裁量階層とは、小学生以下の子どもがいる世帯や障害者のいる世帯など。</p>	・公営住宅	月収額	158,000円以下	・公営住宅(裁量階層)	月収額	214,000円以下	・市営住宅	月収額	収入要件なし	・特定公共賃貸住宅	月収額	158,000円以上～487,000円以下	・特定優良賃貸住宅	月収額	158,000円以上～487,000円以下
・公営住宅	月収額	158,000円以下																
・公営住宅(裁量階層)	月収額	214,000円以下																
・市営住宅	月収額	収入要件なし																
・特定公共賃貸住宅	月収額	158,000円以上～487,000円以下																
・特定優良賃貸住宅	月収額	158,000円以上～487,000円以下																
南さつま市	住宅	浄化槽設置整備事業補助金	<p>★ 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽を設置する方へ補助金を交付します。</p> <p>1.補助対象者</p> <p>漁業集落排水事業、農業集落排水事業等の対象区域及び下水道事業の予定処理区域を除く市内全域において、専用住宅に浄化槽(10人槽以下)を設置する方です。</p> <p>2.補助内容</p> <p>5人槽: 332,000円、6～7人槽: 414,000円、8～10人槽: 548,000円 ※新設の場合、上記金額の半額となります。 ※単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽に変更する場合、上記金額に9万円を加算します。</p>															

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
南さつま市	住宅	空き家バンク	<p>★ 1.空き家の有効利用を通して本市への定住促進による地域の活性化を図るために、空き家情報の提供を行うものです。http://www.city.minamisatsuma.lg.jp/shimin/sumai-tochi/akiyabank/</p> <p>2.家財処分等補助金 南さつま市内の空き家の利活用を促進するために、本事業へ登録完了した物件を対象に空き家に残っている家財道具の処分にかかる費用の一部を助成します。</p> <p>【対象期間】令和2年4月以降</p> <p>【申請時期】必ず工事着工前に申請してください。</p> <p>【対象者】 (1)登録物件の所有者 (2)登録物件への入居者 ※登録物件の売買又は賃貸に関する契約を締結した日から6月以内に限ります。</p> <p>【対象経費】 家財道具の処分・搬出に要する経費 ※家財処分等は廃棄物処理の許可を得た業者が行うこと。</p> <p>【補助金額】 補助対象経費の1/3(上限額10万円) ※本事業の実施は登録物件に対して1回に限ります。</p>